

番号・件名	請願第6号 外国籍職員の任用制度の見直しと国籍要件の再設定について
請願者	住所 団体名 ※個人のため省略 氏名
請 願 の 要 旨	
<p>【請願の趣旨】</p> <p>新居浜市では、平成16年7月に「日本国籍を有しない職員の任用に関する要綱」が制定され、消防職を除く全ての職種において、外国籍の方が市の職員採用試験を受けられる制度が導入されています。さらに、会計年度任用職員として、既に外国籍の方が実際に勤務している状況もあると伺っております。この制度が導入された背景には、「多文化共生の推進」や「住民自治の理念の具現化」といった理念的な目的があったものと理解しておりますが、制定から20年近くが経過し、当時とは社会環境が大きく変わってきております。</p> <p>近年では、安全保障、情報漏洩、サイバー攻撃、外交的圧力など、かつては想定されていなかった形で地方自治体が国際的な影響にさらされる事例も報告されており、地方行政においても「信頼性」「忠誠性」「情報保護」などの観点を制度上担保する必要がある段階にあると考えます。特に注視すべきは、一部の国家において、圏外の自国民に対しても法的義務を課す法体系が存在しているという事実です。たとえば中国の「国防動員法」「国家情報法」では、国外居住者であっても本国政府の命令に従う義務があるとされています。このような状況のもと、外国籍の職員が行政内部に従事することについて、市民からも情報保護や信頼性の観点から不安の声が上がっています。新居浜市では、外国籍の方が正規職員として実際に受験・採用された前例がほとんどないとのことですが、であるならばなおさら、制度の必要性と実効性を見直す好機と捉えるべきです。現在任用されている外国籍の職員の方々の真摯な勤務を否定するものではありません。しかしながら、制度としての運用が市民の理解と信頼を得られているとは言いがたく、また、内部情報や市民の個人情報に触れる可能性のある立場において、国籍による制限を設けないままでは、今の時代においては行政リスクと言わざるを得ません。地方自治体は、市民の命・生活・個人情報を直接守る立場にあります。採用制度においても、国家の安全保障や地域の自治の健全性といった観点を無視することはできません。国籍要件の再設定は、特定の国や個人を排除するものではなく、市民全体の信頼を確保するための正当かつ現実的な措置であり、制度の健全性を維持するために不可欠な判断であると考えます。</p> <p>以上の理由から、新居浜市に対し下記内容を請願致します。</p> <p>【請願事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新居浜市において、日本国籍を有しない職員の受験・任用を可能とする現行の要綱を廃止し、原則として日本国籍を有する者に限る採用制度への見直しを行うこと。 2. 外国籍職員を引き続き雇用する場合においても、その職務範囲・情報アクセス制限を明確化し、機密性の高い業務への従事を制限する制度的対応をとること。 3. 制度見直しにあたっては、市民の理解を得るべく、透明性のある説明と意見聴取（パブリックコメント等）を実施すること。 	

※個人情報保護の観点から個人による提出の場合は、住所・氏名を省略しています。